

# ○総会および運営委員会の議事運営に関する細則

(2023年2月28日 運営委員会承認)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、総会および運営委員会の議事運営等に関して、会則第5章に規定する事項のほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 総会

(出席者数に関する議長の取り扱い)

**第2条** 会則第15条に規定する定足数の充足を判断する場合は、議長を出席者数に算入するが、会則第16条第2項に規定する普通決議に際しては、議長をその出席者数に算入せずに過半数か否かを判断するものとする。

(特別多数決の場合の議長の議決権)

**第3条** 議長は、特別多数決で議決する議事については議決権を有する。

(議長を受任者とした場合の委任状の取り扱い)

**第4条** 議長を受任者とした総会委任状の提出者については、会則第15条に規定する定足数の充足を判断する場合は総会出席者として計数するが、会則第16条第2項に規定する普通決議に際しては、本細則第2条の規定のとおり、その出席者数に算入せずに過半数か否かを判断するものとする。

(動議)

**第5条** 個人会員は、付議された議案について修正動議を提出することができる。

2 議長は、前項の動議について、議案としての採否を議場に諮らなければならない。

3 個人会員は、総会の運営または議事進行に関して、動議を提出することができる。

4 前項の動議については、議長は他の議案の審議に先立って採決しなければならない。

(採決)

**第6条** 議長は、議題について質疑及び討議が尽くされたと認められるときは、審議の終了を宣言し、採決することができる。

2 採決は各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順に採決する。ただし、多数の修正案が提出された等の場合には、議長の判断により原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 修正案の採決においては、書面または電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については修正案に反対しているものとして、原案に反対または棄権の旨行使された議決権（その他無効票として行使された議決権を含む）については修正案の採決について棄権したものとして、取り扱うものとする。

5 議長は、採決について、挙手、起立、投票など、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(棄権および白票など)

**第7条** 採決の際に棄権または保留した者、あるいは白票など無効票を投じた者についても、採決にあたっての出席者として算入する。

2 会則第16条第2項の可否同数とは、可とする議決権行使の数と可以外の議決権行使の数（否のほか、棄権、保留、無効票等を含む）が同数となっていることを言う。

(議事録)

**第8条** 総会の議事録は書面または電磁的方法をもって作成し、出席した個人会員の数（出席と

みなす個人会員の数を含む)、議事の経過の概要およびその結果並びに議長および議事録作成者の氏名を記載し、個人会員から選出された議事録署名人が署名または電子署名をしなければならない。

### 第3章 運営委員会

(議決のための定足数)

**第9条** 会則第17条第5項の「議決権を有する構成員」とは、会長、理事、大会理事、事務局長であり、議長を含むものとする。

(議決)

**第10条** 会則第17条第7項の「議決権を有する出席者」には、議長を含まないものとする。

(電子メール等による運営委員会への出席者)

**第11条** 対面会議やテレビ会議によらない電子メールや書面、電磁的方法により開催される運営委員会においては、構成員のうち定められた日時までに、当該方法を通じて議決権を行使した者または何らかの意見を表明した者(出席していることを表明した者を含む)を、当該運営委員会への出席者とみなす。

(議決権の委任)

**第12条** 運営委員会においては、委任状等による議決権の委任は認めないものとする。ただし、あらかじめ運営委員会において、個々の運営委員会あるいは個々の議案について議決権の委任を認めた場合は、この限りではない。

(兼務の場合の議決権)

**第13条** 議決権を有する構成員が別の議決権を有する構成員を兼務している場合でも、その者の有する議決権は一つとする。

(議事録)

**第14条** 運営委員会の議事録は書面または電磁的方法をもって作成し、出席した構成員の氏名、議事の結果、議長および議事録作成者の氏名を記載しなければならない。

(総会の議事運営方法の参酌)

**第15条** 運営委員会の議事運営については、第9条から第13条の規定のほか、第2章に規定する総会の議事運営方法を参酌して行うものとする。

### 附 則

本細則は運営委員会議決の日から施行する。

<改正履歴>

(1) 2023年(令和5年)2月28日制定

## 総会および運営委員会の議事運営に関する細則について

(2023年2月28日運営委員会確認)

### 第2条関係

議長は定足数の充足を判断する場合の出席者となるが、採決に際しては出席者として計数しない（過半数を判断する場合の分母に算入しない）ことを示している。また、会則第16条第2項により、可否同数の場合は議長が決するので、結果的に議長が2票持ってしまうないための措置ともなる。

### 第3条関係

特別多数決で議決される議案については、議長は最初から採決に加わる。

### 第4条関係

議長への委任状は定足数の充足にのみ効果を持ち、議決結果へは影響を及ぼさない。議決については、総会への実出席者の賛否に委ねることになる。これまでの本会総会でも同様の取り扱いとしていた。

### 第5条第1項関係

発議は複数人によることを必要としない（一人でも修正動議の発議を可とする）。

### 第5条第2項関係

過半数の賛成が得られた後、修正案として審議、採決の対象となる。

### 第6条第4項関係

「修正案の採決について棄権したものとして取り扱う」について、棄権は賛成票ではないため、実質的には「反対票」と同じ効果を生じる（第7条参照）。

### 第7条関係

棄権や白票、無効票等は、採決に際しては賛成票ではないために、反対票と同じ効果を持つことを明示している。